佐賀東信用組合

預金規定の改定について

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

佐賀東信用組合(理事長 芹田泉)は、下記のとおり預金規定の一部改定を行いましたの でお知らせいたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご 了承ください。

記

1. 改定日

2025年5月19日(月)

- 2. 改定対象の規定
 - ·自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
 - ·自動継続自由金利型定期預金規定(自動継続大口定期預金)
- 3. 改定内容

<削除>

以下のとおり変更します。	
改定後	改定前
自由金利型定期預金規定(大口定期預金) 2. (利息) (3)②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率一約定利率×30% (基準利率一約定利率×(約定日数一預入日数) B. 約定利率 預入日数	自由金利型定期預金規定(大口定期預金) 2. (利息) (3)②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率一約定利率×30% (基準利率一約定利率×(約定日数一預入日数) B. 約定利率 預入日数
<u><削除></u>	ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。
自動継続自由金利型定期預金(自動継続大口定期預金) 2. (利息) (4)②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率—約定利率×30% (基準利率—約定利率×(約定日数—預入日数) B. 約定利率— 預入日数	自動継続自由金利型定期預金(自動継続大口定期預金) 2. (利息) (4)②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率—約定利率×30% (基準利率—約定利率×(約定日数—預入日数) B. 約定利率— 預入日数

以上

ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。